

地域森林管理支援センターたより

2024.1月号
Vol.9

Action Record

2023.12.11 【実践型第 16 回】市町村林務担当職員研修開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	6 名参加
2023.12.21 【実践型第 15 回】市町村林務担当職員研修開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	11 名参加
2023.11 月～12 月 市町村巡回支援実施（第 2 回目）	14 市町村	
2023.11 月～12 月 間伐計画策定支援	12 市町村	

Business Performance (12 月 31 日時点)

★相談窓口対応	66 件
★市町村巡回支援	75 回
★専門家への相談斡旋	6 回
★地域森林監理士短期派遣	42 回
★市町村間伐計画策定支援	38 回
★市町村林務担当職員研修	14 回
★地域森林監理士フォローアップ研修会	1 回

Topics

★市町村林務担当職員研修を開催★

- ・第 15 回（実践型）研修を開催
日時：令和 5 年 1 2 月 2 1 日（木）9:00～12:00
場所：岐阜森林文化センター 3 階 東濃桜ホール
講師：岐阜県森林組合連合会 森林整備部長代理 日比野基宏氏
岐阜県森林保全課 山地災害対策監 内木宏人氏
内容：森林整備の設計・積算について
森林整備発注後の提出書類について
参加者数：11 名
※理解度は、各項目とも 70%～80%という結果でした
 - ・第 16 回（実践型）研修を開催
日時：令和 5 年 1 2 月 1 1 日（木）9:00～12:00
場所：岐阜森林文化センター 3 階 東濃桜ホール
講師：地域森林管理支援センター 小島徳文
岐阜県森林組合連合会 森林整備部課長 渡邊啓弘氏
内容：森林経営管理制度と森林環境譲与税について
森林整備の実施に向けた境界明確化作業について
参加者数：6 名
※理解度は、各項目とも 80%という結果でした
- 1 2 月 2 1 日の第 15 回研修を持ちまして、令和 5 年度の市町村林務担当職員研修は全ての日程を終了しました。
各講師の方々、参加者の皆様のご協力を得て円滑に実施することができ、誠にありがとうございました。研修で身に付けた知識などを、それぞれの市町村で活用していただければ幸いです。



市町村林務担当職員研修の様子

★市町村間伐計画策定の支援を実施★

本年度の県から市町村への依頼事項である「市町村が主体となった間伐実施計画」の策定支援を 10 月～12 月の間に 38 回実施しました。今回の支援で、森林経営管理制度の目的である未整備森林の解消に向けた間伐実施箇所の基本的な考え方、計画量の算定について地域に実状に応じて整理・確認し、農林事務所担当者と連携してアドバイスを実施しました。

★相談窓口について★

- 所有者探索において、無番地で所有者が不明な箇所について、法務局・旧市町村で調査したが、所有者が判明しなかった。その周りは同一の人で囲まれているため、その人の所有とすることとしたいが、如何か？
→状況を整理した資料を送付いただき、土地家屋調査士さんに相談。
→その後、「専門家による相談実施」を活用し、土地家屋調査士に直接、市町村を訪問し法務局などの整理をしていただいた。
- 市町村林業会議を開催するので、森林環境譲与税の活用事例について会議で説明して欲しい。
→会議に出席するように回答。→林業会議で森林環境譲与税の事例について説明。
- 観光景観林総合整備計画策定を委託していて、委託先と現地調査を行うにあたり、支援センターにも同席して欲しい。
→現地調査に同行し、「観光資源までのアクセスが厳しいので、安全面への配慮を怠らないよう」アドバイス等を行った。
- 境界明確化事業を発注していて、当初計画に比べて対象筆数が大きく増えた。増額をするにあたって、どういった基準で整理したらよいか。
→相談員を派遣し、支援センターで境界明確化について調査検討している筆面積による補正方法について助言した。
- 意向調査の設問内容をリニューアルしたいので、他市町村の仕様を教えてください。
→32市町村の意向調査のフォーマットを提供した。
- 竹林の整備について、竹チッパーを美濃加茂市が購入されていると聞いた、美濃加茂市に借用の交渉をしてほしい。
→借用交渉には色々細かな部分での打合せが生じるので、直接、美濃加茂市担当者に相談されたい。
- 森林整備の同意書を取るにあたり、3名の権利者がいて、相続の意思が無いので森林整備について同意できないと言われた。
→この案件は、「弁護士への相談案件」とする。以下で詳細に説明する。
- 市町村の中で、固定資産課税台帳情報の内部利用に関する根拠通知文を知りたい。
→林野庁 HP から、「固定資産税課税台帳情報の市町村内部での利用拡大（林地台帳）」の資料を抽出し送った。

★専門家による相談実施★

◆森林環境税を活用した森林整備の、同意書と協定書の取り方についての確認

<相談内容>

- ・森林環境税を活用した間伐実施について口頭で同意を得ていた A さんが急逝された。
- ・A さんには、妻 (B)、長女 (C)、次女 (D) の 3 名に相続権があることが判明した。
- ・B は、「山を整備するのは構わないけど、私はこの土地を相続する気はないから名前を書きたくない」と主張。更に「C は弁護士で東京在住だし、D は愛知県在住なので、娘にも名前を書かせたくない」と主張。
- ・C は「森林整備には同意を示し、同意書や協定書も自分で書く」と意思を示す。
- ・すると B は「私は書きたくないし、D もわざわざ巻き込みたくない、C が遺族代表という形で書いてはどうだろうか。C や D にも山を相続させたくないし、相続人代表や代表相続人という言葉は使わせたくない」と主張。
- ・そこで、本来であれば B、C、D 全員から同意書と協定書をもらわなければならないが、B の言われるような近い将来のうちに相続する可能性の一番高い C に「遺族代表」という冠言葉で同意書と協定書を受け取り、森林整備を始めても良いか。

<弁護士さんからの回答>

- ・「遺族代表者 C」という肩書で署名・押印をもらえるのであればそれで構いません。
- ・「構いません」というのは、C さんが「まあいいか」と思ってくれるのであれば、「それでよし」という程度のことです。
- ・では、なんの選任行為もない前提で、C さんの肩書はどのようにするのが最も正確かという、「A 相続人 C」です。A の死亡と同時に相続は発生し、B さんや C さんや D さんの「相続します！」という意思表示は必要ないからです。【民法 882 条：相続は死亡によって発生する。】
- ・それでも考え方というのは色々あります
 - 1 母である B さんが、森林整備に実質的に同意しているのだから、C さんは 4 分の 3 (母 B1/2、次女 C1/4) の持分の同意を持って署名・押印することができる。
【民法 252 条 1 項：共有物の管理に関する事項は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。】
【民法 252 条の 2 第 1 項：共有物の管理者は、共有物の管理に関する行為をすることができる。】
※民法の意思表示というのは、明示・黙示両方を含みますので、この場合のお母さん B は、森林整備自体には同意しており、ただ、対外的な意思表示を次女 C にお任せした、つまり「管理行為」を次女 C に委ねたという解釈です。
 - 2 そもそも、遺産分割前の共有状態の相続人には、一人ひとり、相続財産を保存管理する義務が課せられている。
【民法 918 条：相続人は、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない】
※固有財産における「同一の注意」というのは、「まるまる自分の財産であればこうするだろうな、というくらいの大切さで扱ってください」ということです。

★地域森林管理支援センター行事の今後のスケジュール★

- ・2024.1.22(月) 第 2 回岐阜県地域森林監理士フォローアップ研修会開催
- ・2024.2.2(金) 森林・林業関係合同発表会で、「森林経営管理のための境界明確化促進に関する調査検討」発表
- ・2024.3.1(金) 第 3 回事業評価委員会開催